

# 「微物鑑識実施要領」の制定について(例規通達)

(昭和62年11月20日)  
(栃鑑第6号・栃科研第2号栃木県警察本部  
長通達)

近年、犯罪は悪質、巧妙化するとともに、捜査を取りまく環境も一段と厳しさを増しており、指紋等の明白な物的資料の採取や聞き込み捜査等が困難化している。このようなことから、犯罪現場に遺留される微小、微細、微量な資料を積極的に活用して科学的、合理的な捜査を推進することが不可欠となっている。

このため、別添のとおり「微物鑑識実施要領」を制定したので、本要領に基づき、適正かつ効果的な微物鑑識の実施に努められたい。

## 別添

### 微物鑑識実施要領

#### 第1 目的

この要領は、適正かつ効果的な「微物鑑識」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 微 物…犯罪現場、その他犯罪に関連すると認められる場所、人及び物に存在する微小、微細、微量なもので、犯罪鑑識の対象となる資料をいう。
- 2 微物鑑識…微物の発見、採取及び鑑定・検査により、当該物質の特性、物性等を明らかにし、捜査の方向づけ、犯人の特定及び犯罪の立証を行う鑑識活動をいう。

#### 第3 基本的心構え

微物鑑識の実施に当たっては、微物の特性を理解し、現場保存、採証活動等を的確に行うとともに、採取資料は速やかに鑑定・検査を行い、その結果を効果的に捜査に反映させるようにならなければならない。

#### 第4 現場における微物鑑識

##### 1 幹部の指揮

現場鑑識活動に当たって幹部は、現場の状況等を十分掌握したうえで、微物鑑識に配意した具体的な指揮を行うものとする。

##### 2 現場保存

現場保存に当たっては、微物が散逸、変質、混合等のおそれがあるため、重点保存区域を設定するなど、資料の保全に配意した措置をとるものとする。

##### 3 現場観察

現場観察に当たっては、資器材を有効に活用するとともに、犯人の行動を推理し、資料の滅失等のおそれがある場所を優先して行うものとする。

##### 4 微物の採取

微物の採取に当たっては、資料の価値を損ねることがないよう、採取の順序、方法等について十分配意するとともに、資器材を有効に活用し、資料に最も適した方法で行うものとする。

#### 第5 立証措置

微物は、散逸等し易く、立会人による確認も困難な場合が多いことから、資料の採取から鑑定に至るまでの一連の経過を写真、書面等で客観的に明確にするなど、より厳格な立証措置を講ずるものとする。

#### 第6 鑑定・検査

##### 1 効率的な鑑定・検査

鑑定・検査に当たっては、資料の消費が少ない分析方法を選定するとともに、鑑定機器を有効に活用し、捜査の状況に応じて効率的に行うものとする。

##### 2 関係機関との連携

鑑定・検査に当たっては、科学警察研究所、鑑識資料センター等と緊密な連携を図るほ

か、平素から部外の研究機関等との協力体制の確立に配意するものとする。

3 鑑定・検査結果の検討及び活用

鑑定・検査の結果については、他の捜査資料及び事実関係と突き合わせるなど十分検討して、捜査に活用するものとする。

第7 微物の保管・取扱い

採取した微物は、当該事件において必要が無くなるまで、散逸、変質、混合等により資料の証拠価値を減殺するがないよう、適正な保管・取扱いをしなければならない。

第8 その他

微物以外の鑑識資料についても、微小領域の鑑定・検査を行う場合には、その立証措置、保管等について本要領にいう微物に準じた取扱いをするものとする。